

(重要)「組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則」が一部改正されました。

令和5年度第4回理事会において、「組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則」が一部改正されました。(令和6年3月5日一部改正 施行日 令和6年10月1日)

<改正前>

(請求金額の確認)

- 第15条 組合員は、請求金額の確認を、原則マイページの請求明細(利用明細)にて行うものとする。
- 2 学校生協は組合員へ、マイページ登録を推奨し、原則、請求明細(利用明細)書を発行しないものとする。
 - 3 **請求明細(利用明細)書の発行を希望する場合は、発行ごとに発行手数料を請求する場合がある。**
 - 4 組合員は、請求明細に疑義のある場合は遅滞なく学校生協に申し出るものとする。

<改正後>

(請求金額の確認)

- 第15条 組合員は、請求金額の確認を、原則マイページの請求明細(利用明細)にて行うものとする。
- 2 学校生協は組合員へ、マイページ登録を推奨し、原則、請求明細(利用明細)書を発行しないものとする。
 - 3 **請求明細(利用明細)書の発行を希望する場合は、発行ごとに発行手数料200円(税抜)に消費税を加算した額を請求する。**
 - 4 組合員は、請求明細に疑義のある場合は遅滞なく学校生協に申し出るものとする。

※「組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則」の全文は、「新学協について」 → 「利用規則・個人情報に関する事項」 → 「事業利用と利用代金支払いに関する規則」をご確認ください。